

(別添)

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業実施要綱

1 目的

地域の医療提供体制の課題は地域毎に異なるため、地域全体で納得して最適な医療提供体制を構築するためには、地域の現場感覚に即したデータ分析が求められる。この事業は、地域医療構想の推進に当たって、都道府県における各地域の実情に応じたデータ分析を企画、立案できるデータ分析体制やロジックモデル等を用いた評価・分析の基盤整備を支援し、データ分析体制の事例を検討・実践することで、地域医療提供体制の構築等について、都道府県が主体的にデータを分析し、施策の企画・立案体制の強化に資することを目的とする。

(参考)

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）についての衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「年間の手術数や病床の稼働状況等一定の指標に基づいて、医療機関の連携・機能分化・集約化等の状況を評価し、地域医療構想の推進に関する P D C A サイクルが円滑に実行されるよう、その支援に努めること」及び「ロジックモデルに関する必要かつ多様な指標の整備を進め、それらを用いた分析のための整備基盤、医療圏単位等の把握・分析に資する必要な取組を行うこと」とされている。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業目的達成のために効果的と考えられる場合は、事業の全部又は一部を外部に委託することができる。

3 事業内容

地域の実情に応じたデータ分析を企画、立案できるデータ分析体制を構築する取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。なお、具体的には以下のような取組を想定しているが、詳細は地域の状況に応じ実施するものとする。

(取組の具体的イメージ)

(1) データ分析の実施

- 都道府県の構想区域における地域医療構想調整会議に、年 1 回以上、データを分析した資料を提示し、協議する。データ分析は下記を例とした方

法を行う。

- ・構想区域内のD P C病院及びデータ提出加算を算定している病院のD P Cデータ等のレセプト関連情報や運営情報等について、医療機関から承諾を得たデータを活用した分析を行う。
- ・レセプト情報、介護情報、その他統計情報等を保有する審査支払機関等からデータの提供に係る承諾を得たデータを活用した分析を行う。
- ・その他、公表されているオープンデータや都道府県が利用可能なデータを活用した分析や将来推計等を行う。

(2) データ分析チームの構築

- 都道府県は、レセプト情報等データベース（NDB）、D P Cデータ、国保・後期高齢者データベース等のレセプト関連情報を活用したデータ分析（自施設のみデータ分析は除く）を行った経験がある大学や公的研究機関等に所属する研究者が所属する大学等の研究機関にデータ分析の協力を得て、データ分析チームを構築する。
- 当該データ分析チームにおいて、取り扱うデータに応じた十分なセキュリティの担保措置を確保する。
- ※データ分析チームは3名以上の者で構成し、1名はレセプト関連情報を活用したデータ分析（自施設のみデータ分析は除く）を行った経験があり、当該データ分析に基づき発表された地域医療に関する論文が査読のある学術雑誌に掲載された実績がある大学や公的研究機関等に所属する研究者又はそれに準ずる者（以下「研究者等」という。）であることが望ましい。研究者等以外のデータ分析チームの構成員について、データ分析を行った経験があることが望ましい。
- ※原則、研究者等は当該都道府県に所在する大学や公的研究機関等に所属する者であることが望ましい。
- ※都道府県は当該都道府県以外に所在する大学や公的研究機関等に所属する研究者等が所属する大学等の研究機関をデータ分析チームの構成員に含めて差し支えない。また、データ分析チームを担う研究機関は、複数の都道府県のデータ分析チームを兼務しても差し支えない。
- ※大学等の研究機関がデータ分析作業にあたり、当該研究機関以外の者に一部業務を再委託することは差し支えない。

(3) データ分析項目の検討体制の整備

- 都道府県は、データ分析チームが分析する項目について、以下の者を参考に当該都道府県に設置・所在する者で構成するデータ分析項目の検討

体制を整備する。

①医療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

②地域医療構想アドバイザー

③地域医療対策協議会の構成員、又は地域医療支援センターのキャリアコーディネーター等の医師確保計画における医師確保の取組に携わる大学の医師

※既存の会議体で検討することでも差し支えない。

○ データ分析項目の検討にあたっては、地域の実情に応じて設定することとするが、具体的には以下の事項等が検討項目として想定される。

- ・当該事業で「見える化」する必要がある現在の地域の課題
- ・データ分析項目、各分析項目の趣旨及び分析方法
- ・ロジックモデル等を活用した、データ分析に基づく構想区域毎の医療提供体制（医療機関の連携・機能分化・集約化等の状況等）の評価及びP D C Aサイクルの円滑な実行方法
- ・地域医療構想調整会議での意見を踏まえたデータ分析項目の見直し
- ・評価や見直しを踏まえた構想区域毎の今後対応すべき具体的な課題

（４）都道府県間の情報共有・連携

○ 当該事業を実施する都道府県のデータ分析チームは、厚生労働省が開催する会議等に参加し、都道府県間で取組状況について情報共有するとともに、当該事業にかかるデータ分析体制、データ分析内容の改善点等について協議する。

（５）（１）～（４）の他、地域医療提供体制の構築等に資するデータ分析体制構築、データ分析の実施に資する事業を実施する。

４ 実施要件

- ・都道府県の構想区域における地域医療構想調整会議に、年１回以上、データを分析した資料を提示し、協議すること。
- ・都道府県にレセプト関連情報を活用したデータ分析（自施設のためのデータ分析は除く）を行った経験がある大学や公的研究機関等に所属する研究者が所属する大学等の研究機関にデータ分析の協力を得て、データ分析チームを構築すること。
- ・当該都道府県に設置・所在する診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者を含むデータ分析項目の検討体制を整備すること。

- ・ロジックモデル等を活用し、データ分析に基づく構想区域毎の医療提供体制（医療機関の連携・機能分化・集約化等の状況）の評価及びPDCAサイクルを円滑に実行すること。
- ・厚生労働省が開催する会議等に参加し、都道府県間で取組状況について情報共有するとともに、当該事業にかかるデータ分析体制、データ分析内容の改善点等について協議すること。

5 事業の採択及び実施状況報告について

- (1) 事業を実施する者は、別に定める公募要領により応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であることから、事業を採択された者は、構築したデータ分析チーム、データ分析項目の検討体制やロジックモデル等を用いた評価・分析内容等の事業の実施体制、実施状況を厚生労働省へ報告すること（報告方法は別途指定）。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。なお、本事業を実施する都道府県が事業の全部又は一部を外部に委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 経費

国は、事業実施者がこの事業のために支出した費用について、別に定める交付要綱に基づき予算の範囲内で補助を行うものとする。